

山梨県看護協会認定看護師養成・派遣支援事業実施要綱

1. 目的

本事業は、県内看護職員の確保及び定着を推進する上で、県内の各保健医療福祉関係機関（以下「医療機関等」という。）が研修教育体制や看護の質の向上を図り魅力ある職場づくりを行うことが重要であることから、認定看護師（日本看護協会、日本精神科看護協会が認定するもの。）の養成と、県内医療機関等に認定看護師を派遣することにより医療現場の質の向上と活性化を図り看護職員の確保・定着に寄与することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、公益社団法人山梨県看護協会（以下「看護協会」という。）とする。

3. 事業内容

1) 認定看護師養成事業

(1) 医療機関等が認定看護師教育課程受講に要する経費（入学検定料を除く入学金・授業料・実習料）を受講看護師に対し助成した額の1/2を助成する。

（県立病院、独立法人国立病院機構甲府病院、山梨大学医学部附属病院を除く）

(2) 医療機関等が認定看護師更新手数料について認定看護師に対し助成した額の1/2を助成する。

（県立病院、独立法人国立病院機構甲府病院、山梨大学医学部附属病院を除く）

(3) 対象分野 日本看護協会が認定する分野及び日本精神科看護協会が認定する領域とする（ただし、県立大学の教育課程で受講できる分野については除く）。

（認定看護管理者は除く）

(4) 対象人数

<新規>・・・原則年間3名とする。ただし予算額内であれば3名以上も可とする。また、助成額の上限を超える数の希望者があった場合は、別に定める審査基準により決定する。

<更新>・・・当該年度に更新を受ける認定看護師

2) 認定看護師の登録及び派遣支援の調整

- (1) 看護協会は、認定看護師の登録を行う。
- (2) 認定看護師の派遣支援を希望する医療機関等は看護協会に要請する。
- (3) 看護協会は、認定看護師による派遣支援の要請があった医療機関等に対し、認定看護師の所属する施設の情報提供を行う。
- (4) 認定看護師による派遣支援を希望する医療機関等は、認定看護師の所属する医療機関等と直接連絡を取る。
- (5) 派遣支援が実施された場合、看護協会は依頼した医療機関等並びに派遣支援を担当した認定看護師から報告を受ける。

3) 認定看護師養成・派遣支援事業連絡会

(1) 目的

認定看護師の養成及び派遣支援事業の円滑な運営を図るため、事業の周知、推進について検討する。

(2) 運営方法

- ① 構成メンバー：看護協会、病院協会、官公立病院協議会、認定看護師の所属する医療機関、県医務課の代表者。
- ② 開催場所：看護教育研修センター
- ③ 開催回数：年1回
- ④ 運営主体：看護協会

(3) 内容

- ① 事業の周知・推進方法を検討する。
- ② 認定看護師の養成及び派遣に関する内容を検討する。
- ③ その他（事業運営に必要な事項の検討等）

4) 認定看護師会議

(1) 目的

県内病院の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図るため、認定看護師は自施設以外においての活躍も求められている。そこで、県内の認定看護師が、有機的な連携のもとに活動できるよう検討する会議とする。

(2) 運営方法

- ① 構成メンバー：県内の認定看護師、看護協会、県医務課
- ② 開催場所：看護教育研修センター
- ③ 開催回数：年2回程度
- ④ 運営主体：看護協会

(3) 内容

- ① 情報交換
- ② 認定看護師としての活動の検討
- ③ 認定看護師養成・派遣支援事業連絡会で決定した内容の推進

4. 関係機関の役割・業務

1) 県

- (1) 医療機関等に本事業の理解及び協力を依頼する。
- (2) 認定看護師養成・派遣支援事業連絡会、認定看護師会議に参画する。

2) 看護協会

(1) 認定看護師養成事業

- ① 医療機関等へ本事業について周知する。
- ② 「認定看護師養成・派遣支援事業連絡会」、「認定看護師会議」の運営を行う。
- ③ 「山梨県看護協会認定看護師養成助成金交付要綱」に基づき医療機関等に助成金を交付する。

(2) 派遣支援事業

- ① 認定看護師資格取得者からの登録を受ける。
- ② 認定看護師登録台帳の管理を行う。
 - ・登録については、県内の認定看護師の状況（分野別認定看護師数、病院別認定看護師数、取得年月日と更新時期等）を把握するために行う。
- ③ 医療機関等からの派遣支援要請を受けた場合、認定看護師の所属する施設の情報提供を行う。
 - ・派遣支援を希望する医療機関等が認定看護師の所属する施設に直接連絡をとる。
- ④ 派遣支援が実施された場合、看護協会は派遣支援を担当した認定看護師から「認定看護師派遣支援実施報告書」(様式1)で報告を受ける。

3) 医療機関等

(1) 認定看護師養成事業

- ① 助成金の交付を希望する医療機関等は、認定看護師教育課程に入学が決定した段階で「山梨県看護協会認定看護師養成助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき助成金を申請する。
- ② 認定看護師教育課程の修業年数が2年であって、医療機関等が2か年度に分けて受講に要する経費を助成したときは、①による申請

のほか、2年目においても交付要綱に基づき助成金を申請する。

(2) 派遣支援事業

- ① 認定看護師は、派遣支援業務を行う。
- ② 派遣支援を希望する医療機関等は、看護協会から情報提供を受けた後、認定看護師の所属する施設に直接連絡をとり、派遣日程・内容を決定する。
- ③ 認定看護師による派遣支援の費用は、要請した医療機関等が支払う。
- ④ 派遣支援が実施された場合、派遣支援を担当した認定看護師は「認定看護師派遣支援実施報告書」(様式1)を看護協会に提出する。

5. 経 費

- 1) この事業に要する次の経費は山梨県の山梨県看護学術研究事業等補助金を充てる。
 - (1) 「山梨県看護協会認定看護師養成助成金」にかかる経費。
 - (2) 「認定看護師養成・派遣支援事業連絡会」、「認定看護師会議」の運営にかかる経費
- 2) 認定看護師の派遣支援費用は、派遣支援を要請した医療機関等が支払う。

6. その他

- 1) 認定看護師が勤務する医療機関等は、認定看護師会議への出席について配慮するものとする。

附則

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。(様式中元号の削除)

様式 1

認定看護師派遣支援実施報告書

山梨県看護協会 会長 殿

年 月 日

認定看護師
氏 名 印

認定看護師派遣支援が修了したことを報告します。

認定看護師派遣支援者氏名	
認定看護師派遣支援者所属	
派遣年月日	年 月 日
派遣を受けた部署	
派遣時間	
派遣内容	
今後の課題	